

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則

○経済産業省、環境省 令第十三号(平成十三年十二月十四日)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(第一種フロン類回収業者の登録の申請)

第二条 法第九条第二項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合においては、住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し)

二 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三 申請者がフロン類の回収の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

四 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

五 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第十一条第一項各号に該当しないことを説明する書類

2 法第九条第二項第五号の主務省令で定める事項は、事業所ごとのフロン類回収設備の数とする。

(登録の基準)

第三条 法第十一第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

三 申請に係る第一種特定製品であつてフロン類

の充てん量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

(軽微な変更)

第四条 法第十三条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第九条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は同項第五号に掲げる事項の変更であつて、同項第三号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(変更の届出)

第五条 法第十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 第一種フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し)

二 第一種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 登記簿の謄本

三 法第九条第二項第三号から第五号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があつたとき 第二条第一項第三号及び第四号に掲げる書類

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第六条 法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる所定の圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第六十七条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であつて、冷凍サイクル(第一種特定製品中の密閉された系統であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。)に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら

行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外)

第七条 法第二十一条第一項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

第八条 法第二十一条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。))から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行わないこと。

二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(第一種フロン類回収業者による回収量の記録等)

第九条 法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第一種特定製品が廃棄される場合においてフロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品廃棄者の氏名又は名称、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量

二 フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

三 フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量

四 フロン類を第七条に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量

2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十条 前条第二項に規定する記録は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用

いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(都道府県知事への報告)

第十一条 法第二十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度(年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量

二 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

三 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量

四 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度において第八条に規定する場合において引き渡したフロン類の量

五 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、前年度の三月三十一日現在で保管していたフロン類の量

2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第三による報告書その業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(主務大臣への通知)

第十二条 法第二十二条第三項の規定により、都道府県知事は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、年度終了後四月以内に、様式第四による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第十三条 法第四十四条第二項(法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりフロン類破壊業者の許可の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合においては、住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)

二 申請者が法人である場合においては、登記簿の謄本

三 フロン類破壊施設の構造を示す図面

四 フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

五 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

六 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第四十五条第二号各号に該当しないことを説明する書類(フロン類破壊施設に係る構造に関する基準)

第十四条 法第四十五条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであるとする。

(フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準)

第十五条 法第四十五条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

イ フロン類の分解効率(次の式により算出されたものをいう。以下同じ。)が九十九以上であり、かつ、排出口(当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の一以下であること。

$$\text{フロン類の分解効率} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{フロン類の排出量}}{\text{フロン類の投入量}} \right) \right\} \times 100$$

ロ フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の十五以下であること。(フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準)

第十六条 法第四十五条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること。

三 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年一回以上測定することとされていること。

四 第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。(変更の許可)

第十七条 法第四十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第五による申請書に第十三条第三号から第五号までに掲げる書類(その許可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(軽微な変更)

第十八条 法第四十七条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの
- 二 フロン類破壊施設の数減少であつて、新たな施設の設置を行わないもの

(変更の届出)

第十九条 法第四十七条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(フロン類の破壊に関する基準)

第二十条 法第五十二条第二項の主務省令で定める基準は、法第四十四条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うこととする。

(破壊量の記録等)

第二十一条 法第五十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 フロン類を引き取った年月日及びその量
- 二 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は第七条の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称
- 三 フロン類を破壊した年月日及びその量

2 フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から五年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第二十二条 第十条の規定は、前条第二項に規定する記録の作成及び保存について準用する。

(主務大臣への報告)

第二十三条 法第五十三条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 前年度において引き取ったフロン類の量

- 二 前年度において破壊したフロン類の量
- 三 前年度の三月三十一日現在で保管していたフロン類の量
- 2 フロン類破壊業者は、年度終了後四十五日以内に、様式第七による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。ただし、第一条から第五条まで、及び第十三条から第十九条までの規定は、法附則第一条第一号に規定する規定の施行の日（平成十三年十二月二十一日）から施行する。

経済産業省、環境省 令第十三号別表第一（第六条関係）及び別表第二（第十二条関係）は別頁5/5を参照